

※本稿はラオス語を英訳したものから日本語訳したものである。

日本語訳は鈴木一子による。



教育研修改善サブワーキンググループ 活動報告 2014 - 2016

教育研修改善サブワーキンググループ
ラオス法律人材育成強化プロジェクト

ラオス人民検察院，ラオス人民裁判所，ラオス司法省，ラ
オス国立大学法政治学部と JICA の協力による。

2017

教育研修改善サブワーキンググループ
活動報告
2014 - 2016



教育研修改善サブワーキンググループ
ラオス法律人材育成強化プロジェクト

ラオス人民検察院，ラオス人民裁判所，ラオス司法省，ラ
オス国立大学法政治学部と JICA の協力による。

2017

教育研修改善サブワーキンググループ

活動報告

2014 – 2016

I. はじめに

1 教育研修改善サブワーキンググループの背景

ラオス法律人材育成強化プロジェクトのフェーズ1（2010年7月から2014年7月）においては、民事訴訟法モデルハンドブック，刑事訴訟法モデルハンドブック，民法モデルハンドブック，民事訴訟法チャート及び刑事訴訟法チャートが作成された。これらの成果物は、ラオス国内の一部の関係政府機関に対し、各成果物の作成を担当していたサブワーキンググループ（以下「SWG」という。）によって普及された。そして、ラオス法律人材育成強化プロジェクトのフェーズ2において、2014年8月に、ラオス国立大学法政治学部（以下「FLP」ということがある。）、国立司法研修所（以下「NIJ」ということがある。）、裁判所の研修所（以下「JTRL」ということがある。）、検察官の研修所（以下「RTPI」ということがある。）の4機関（以下これらを「4機関」や「4法律教育機関」などということがある。）から成る教育研修改善SWG（以下「本SWG」ということがある。）が設置された。本SWGの役割はフェーズ1で作成された成果物を国内の裁判官，検察官，捜査官，司法職員及び弁護士に普及させることである。また、本SWGは、4法律教育機関におけるカリキュラムの重なり合いを避けて良質なカリキュラムにするために教育学習カリキュラムを向上させる役割も有する。

本 SWG のメンバーは次の 19 人である（翻訳者注：メンバーについて翻訳は省略。）

- 法政治学部 5 名

- | | | |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | Asst Prof. Viengvilay THIENGCHANXAY | Dean of Faculty of Law and Political Science |
| 2 | Asst Prof. Bounthieng PHOMMACHAN | Vice Dean of Faculty of Law and Political Science |
| 3 | Mr. Vixay SYHAPANYA | Director General of Civil Law Department |
| 4 | Ms. Vilay LANGKAVONG | Director General of Political Science Department |
| 5 | Ms. Keophila ANOUVONG | Deputy Head of Civil Law Unit |

- 国立司法研修所 4 名

- | | | |
|---|-------------------------------|--|
| 1 | Dr. Chomkham BOUPHALIVANH | Director of Judicial Administration Department |
| 2 | Mr. Sengphachanh VONGPHOTHONG | Vice Director General of Cabinet |
| 3 | Ms. Phetsamay XAYMOUNGKHOUNE | Vice Director General of National Institute of Justice |
| 4 | Ms. Patthana BOUNPHENG | Head of Judicial Professional Building Unit |

- 検察官研修所 5 名

- | | | |
|---|-----------------------------|--|
| 1 | Ms. Phonephet OUNKEO | Director General of Research and Training Prosecutor Institute |
| 2 | Ms. Bouakham PADAPDY | Deputy Director General of Inspection Department |
| 3 | Mr. Dabsadachanh VONGXAY | Head of Cabinet of Research and Training Prosecutor Institute |
| 4 | Mr. KhamOn NAMNOUVONG | Head of Training Division |
| 5 | Ms. Viengsavanh SENGSOULIYA | Deputy Head of Training Division |

- 裁判官研修所 5 名

- | | | |
|---|------------------------------|--|
| 1 | Mr. Bounkhouang THAVISACK | Director of Cabinet, People's Supreme Court |
| 2 | Mr. Sisavanh LUANGLATH | Director General of Judge Training and Research Institute |
| 3 | Mr. Thipphasone LADVONGSAY | Head of Administration Division of Judge Training and Research Institute |
| 4 | Mr. Soulinhthone PHOMMACHANH | Technical Staff |
| 5 | Ms. Davone KHAMSY | Technical Staff |

2 本 SWG の役割

本 SWG の役割は以下の通りである。

- 1) 4 法律教育機関の教育学習カリキュラムについて調査・開発すること。
- 2) 4 法律教育機関の教育学習のための教科書について調査・開発すること。
- 3) 法律人材育成強化プロジェクトフェーズ 1 における成果を普及すること。
- 4) 民事及び刑事の模擬事件記録を 4 法律教育機関において作成すること。
- 5) 法律的な能力を向上させるために関係職員に向けて民事及び刑事の模擬事件記録を使った模擬講義を行うこと。

II 本 SWG における今までの活動

1 カリキュラムの調査

国立司法研修所（N I J）が設立される以前は、ラオス国立大学、ラオス弁護士連合会、裁判官の研修所及び検察官の研修所がそれぞれの法律専門家を育成する責任を負っていた。

2015 年 4 月 21 日付け第 101 号首相令に従って、N I J は全ての法律専門家を 1 つの機関で一緒に教育するために設立された。これまで、各法律教育機関がそれぞれ法律専門家を育成する責任を負っていた。そのため、法律の解釈や法の適用について異なる理解がされており、法の執行に支障を来していた。N I J が設立されるとなると、司法制度を専門家中心にし、法の統一的解釈をすることが不可欠

である。前記記載の活動は全て本 SWG において実施される予定である。

これまでの期間、本 SWG は役割に従って、特にラオス国内及び本邦研修において活動を実施した（詳細は後記「1. 1」及び「1. 2」で記載する。）。その結果、各教育機関で教えていた科目は、それぞれ重複していたことが判明した。そこで、社会に良質な法曹を送り出すために、良質な教え方の制度の他、教える範囲を分担する必要がある。

（添付資料1の「4 法律教育機関における科目の重複」と、添付資料2の「教える範囲を分担するように改訂した主要3科目の比較概要表」を参照。）

1. 1 国内における活動

- 2015年7月28日から30日にかけてビエンチャン県ターラートにおいてリトリートを行った。参加者35名で、目的は4法律教育機関の教育学習カリキュラムの調査をしてラオスに

における法曹と法曹教育を強化し発展させることである。



➤ 2015年12月3日から5日にかけてビエンチャン県ターラートにおいてリトリートを行った。目的は次の通りである。

- ・科目の重複を解消して4法律教育機関における教育学習カリキュラムを改善すること。

- ・4法律教育機関における教科書の内容及び目次について議論すること。

- ・2015年12月から2016年3月までの本SWGの今後の活動について議論すること。

- ・各法律教育機関の代表メンバーを本SWG内で小グループに分けて、重複する科目問題について一緒に取り組む。まず、小グループは刑法、民訴法、刑訴法の主要3科目について検討する。

➤ 2015年12月18日に小グループ会合が開かれ、4法律教育機関における重複する科目の範囲について議論した。

- 2016年1月6日にビエンチャン県ターラートにおいて小グループによるリトリートが開かれ、2016年1月7日から1月9日にかけて実施される本SWG全体のリトリートに向けて、12月18日の会合で議論した科目の重複について改善と要約をした。
- 2016年1月7日から1月9日にかけてビエンチャン県ターラートにおいて本SWG全体のリトリートを実施した。目的は、教育学習カリキュラムを改善するための情報交換をし、重複する内容について議論をしてきた小グループの進捗結果について報告し合うためである。当該リトリートには刑法、刑事訴訟法及び民事訴訟法を教えている4法律教育機関の関係教官（教師）も出席した。その理由は、2016年1月28日及び1月29日に実施されるリトリートを計画し、科目の重複について理解してもらい、教育学習カリキュラムの計画を割り当てるためである。
- 2016年1月28日及び29日にビエンチャン県ターラートにおいて本SWG全体のリトリートを行った。目的は重複する主要3科目について議論することである。



- 2016年2月24日，本SWGメンバー17名が参加して日本の教官とテレビ会議を行った。目的は，ここ2，3か月における活動の進捗を報告し，今後の活動について相談することである。
- 2016年3月9日，ラオプラザホテルにおいて会合を行った。参加者は32名。目的は，日本の教官（及びAG）との間で教育と学習に関して情報交換をするためである。



1. 2 本邦研修

➤ 検討事項

2015年8月21日から9月2日にかけて17名のSWGメンバーが東京における本邦研修に参加した。目的は次の通りである。

- ・日本における法曹の育成方法について学ぶこと。
- ・日本の大学、法科大学院及び法曹養成機関における経験豊かな講師から教育学習方法について学び、ラオスの4法律教育機関の教育学習カリキュラムの改善に役立てること。
- ・ラオスの法曹育成における隘路や改善のヒントについて議論すること。



2 民事訴訟法モデルハンドブック及び刑事訴訟法モデルハンドブックの普及

本SWGは、刑事訴訟法モデルハンドブックを3回、民事訴訟法モデルハンドブックを1回、次の通り、普及した。

・まず、2015年3月10日から14日にかけてサワンナケート県において、刑事訴訟法モデルハンドブックの普及会議が行われた。参加者は合計70名で、次の関係機関から参加した。チャンパーサック、サワンナケート及びカムアンの3県における、県警（the provincial police）、郡警（the district police）、地方検察（the regional prosecutor）、県検察（the provincial prosecutor）、地区検察（the zonal prosecutor）、地方裁判所（the regional court）、県裁判所（the provincial court）、地区裁判所（the zonal court）、弁護士（the attorney）、県の司法部局（the provincial justice department）森林局（the forestry officials）。

・ 2015年3月17日にシームアン村のプロジェクトオフィスにおいてSWGの会合を行った。参加者は15名で、目的は、2015年3月10日から14日にかけて行われた刑事訴訟法モデルハンドブック普及会議の振り返りである。

・ 次に、2015年5月4日から5月8日にかけてサラワン県において刑事訴訟法モデルハンドブックの普及会議を行った。参加者は65名で、次の関係機関から参加した。サラワン、セーコン、アッタプーの3県における、県警（the provincial police）、郡警（the district police）、地方検察（the regional prosecutor）、県検察（the provincial prosecutor）、地区検察（the zonal prosecutor）、地方裁判所（the regional court）、県裁判所（the provincial court）、地区裁判所（the zonal court）、弁護士（the attorney）、県の司法部局（the provincial justice department）森林局（the forestry officials）。



・第3に、2015年6月8日から12日にかけてウドムサイ県において刑事訴訟法モデルハンドブック普及会議を行った。これは次の2つのパートに分かれた。

1つ目のパートは2015年6月8日から10日にかけて行われたもので、参加者72名うち女性12名で、次の関係機関から参加した。ボーケオ、ルアンナムター県、ポンサーリー県における、県裁判所（the provincial court）、地区裁判所（the zonal court）、県検察（the provincial prosecutor）、地区検察（the zonal prosecutor）、県警（the provincial police）、県森林局（the provincial forestry officials）、ボーケオの判決執行局長（the chief of cabinet of verdict enforcement）、ルアンパバーン県における地方検察（the regional prosecutor）。

2つ目のパートは2015年6月8日から10日かけて行われたもので、参加者78名うち女性10名で、次の関係機関から参加した。ルアンパバーン県、サイニャブリー県及びウドムサイ県における、県裁判所（the provincial court）、地区裁判所（the zonal court）、県検察（the provincial prosecutor）、地区検察（the zonal prosecutor）、県警（the provincial police）、県森林局（the provincial forestry officials）、判決執行局長（the chief of cabinet of verdict enforcement）。



・第4に，2016年3月15日から16日にかけてルアンパバーン県において民事訴訟法モデルハンドブックの普及会議を行った。参加者は42名で，次の関係機関から参加した。ルアンパバーン県及びサイニャブリー県における，県裁判所（the provincial court），地区裁判所（the zonal court），県検察（the provincial prosecutor），地区検察（the zonal prosecutor）県の司法部局（the provincial justice department），弁護士（the lawyer），県の経済警察（provincial economic police）。



・ 2016年4月6日にシームアン村のプロジェクトオフィスにおいて会合を行った。参加者は本SWGメンバー16名で、目的は、ルアンパバーン県における民事訴訟法モデルハンドブック普及会議の振り返り及び今後の予定を議論することである。また、本SWGは2016年5月4日から5月6日にかけてビエンチャン県ターラートにおいてリトリートを行うことを合意した（添付資料3「民事訴訟法モデルハンドブック普及会議の評価アンケート」と4「刑事訴訟法モデルハンドブック普及会議の評価アンケート」を参照。）。

III 評価と教訓

1 評価

1.1 カリキュラムに関する調査の評価

本SWG活動を通じて、主要3科目である刑法、刑事訴訟法及び民事訴訟法における重複を比較し、各法律教育機関のカリキュラムを調査してきた。4法律教育機関の教育学習範囲は次のような範囲に絞るべきである。

- ・ 法政治学部（FLP）は法理論又は法の基本的な知識を教え、法に関する研究を行う。基本的な法律教育はFLPによってなされる。FLPの

法律課程の学士の学生については、法理論を教えるのを 80%，実務を教えるのを 20%にする。

- ・国立司法研修所（NIJ）は学生を研修するために事例を使った教育学習の講義の構築に特に力を入れる。法を適用することによってどのように事実認定をするか学ぶ。法理論は 40%だけを教え、60%は最終試験への練習と準備を行う。

- ・裁判所の研修所（JTRI），最高裁，検察官の研修所（RTPI）及び最高検は，裁判所及び検察院で働く職員に対し，証拠を収集する能力，証拠を厳選する能力及び法によって事実認定する能力を身に付けさせ，特定の専門家になるための訓練をする。法理論は合計の教育時間のうち，多くて 10%とする。

1.1.1 国内における活動

本 SWG の調査を通じて、法律教育機関の教育学習科目には重複するものがあるようだ分かった。科目の重複解消の他にカリキュラムを改善した後、私達は各法律教育機関の教育学習の範囲を明確に分担できた。私達は各法律教育機関のレベルを検討することや、各法律教育機関の教育学習の範囲分けの方法を身に着けた。これまで、各法律教育機関における教育学習の範囲は明確ではなく、各教育機関のカリキュラムの重複を解消すること及び学生に知識を与える方法も明確ではなかった。

日本の教官や専門家との意見交換や調査を通じて、本 SWG は日本から学んだことを活かして 4 法律教育機関で活用するために民事と刑事の模擬事件記録を作成することを合意した。今後、教育するときは特に重要な点に着目する。また、教育するときは解答において類似点及び相違点を探すための練習（宿題）のほか、学生及び修習生に対する質問の作成に特に着目する。重要なことは、「正解か不正解か」と

いう最終結論を出すことや事例問題で結論を出すことではない。解答を支える理由を見つけることが重要なのだ。結論を導く理由を考えるためのマニュアルを作成して教育学習を発展させることも重要である。

1.1.2 本邦研修

日本では、民事教育でも刑事教育でも、自ら考えるというコンセプトを重視している。一方、多くのラオスの講師は一方的に教える講義のような教授をしている。これまで、ラオスにおける法教育は日本のようにはされていなかった。裁判所の研修所（J T R L）及び検察官の研修所（R T P I）における職員に対する養成方法は、直接の実務を教えるものだが自ら考えることを学ばせたり他の専門的な必要な能力を学ばせるものではない。特に、法律を専門として学ぶ研修生は実務について直接的に身に着けるが法律を実行する能力や自ら考える能力を身に着けない。研修プログラムは自ら考える訓練よりも実務に重きを置いているのである。

本邦研修及び日本側と司法制度について意見交換したところによれば、日本とラオスの法律教育学習とを比較すると、ラオスの法律教育学習は広範でなく、法律教育学習制度及び研修制度は網羅的ではない。一般的に、ラオスにおいて裁判官になるには必要基準を満たすために11年から13年かかる。日本で裁判官になるには、7、8年で足り、ラオスより短い期間で十分なのである。重要なのは、私達は良質な裁判官を輩出するために研修するには長期間にするか短期間にするか検討すべきということだ。技術職員の要約によれば、もし研修において良い質を確保したいのであれば、次の4つの点を入れるべきである。

- ・ 良い制度—良い教育管理と良いカリキュラム
- ・ 良い授業と良い研修教材
- ・ 良い教師と良い品質

- ・ 良い教授方法，良い施設，良い教授資料

これまで，ラオスは事例研究（cases study）が不足していた。研修プログラムの原理や理論に集中していた。一方，日本の研修制度は自ら考えることや，講義を聴講するだけでなく議論することに重きを置いている。これはラオスにとって研修の質を高め効果的にするために良い教訓である。今後，私達が検討すべき点である自ら考えることを理解するため，教育カリキュラムや教育の資料を準備する。

1.1.2 まとめ

法政治学部，司法研修所，最高裁の裁判所研修所及び最高検の検察官研修所のような各関係法律教育機関は，この教訓と共にこのレポートに言及されている教育学習の範囲を次のようにする。

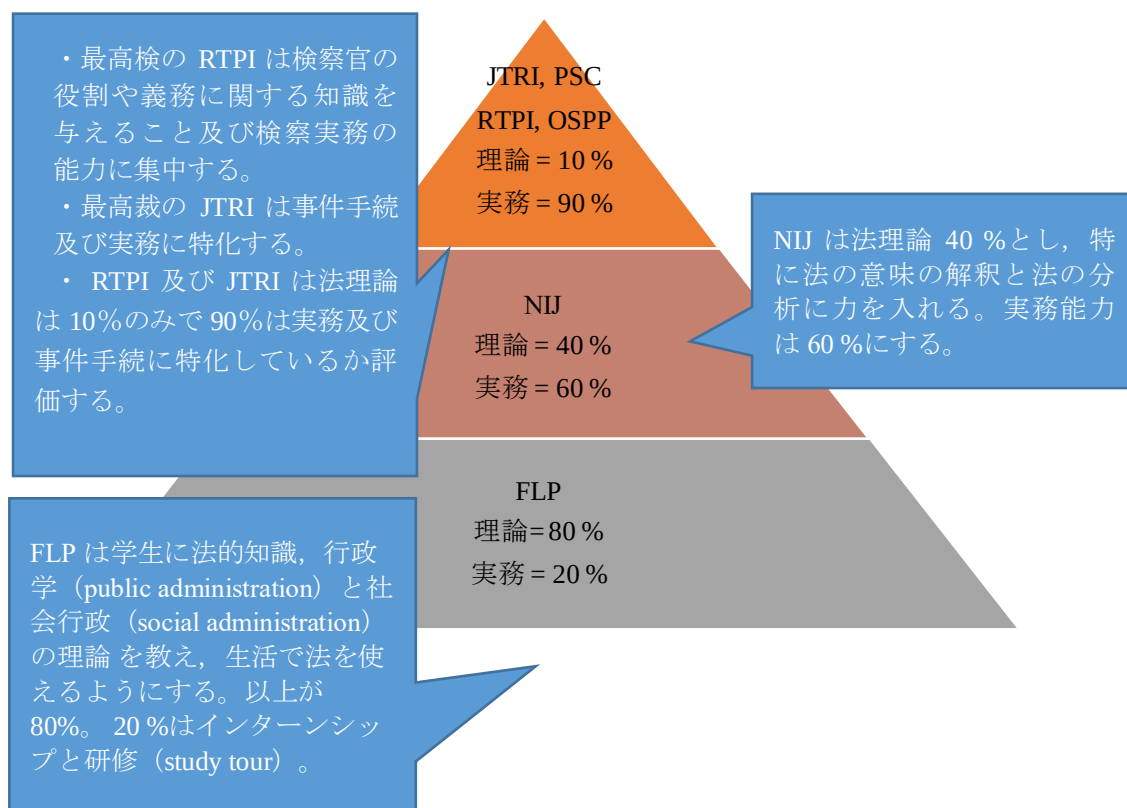
- ・ 法政治学部（FLP）における教育学習の範囲は，法の基本的理論及び法の支配(the rule of law)に集中する（法の基本的知識を与えることに注力する。）。

- ・ 司法研修所（NIJ）における教育学習の範囲は，法の意味の解釈，法の分析及び実務的能力に着目する。

- ・ 最高検の検察官研修所（RTPI）の教育学習の範囲は，検察官の役割や義務に関する知識を与えること及び検察実務の能力に着目する。

- ・ 最高裁の裁判官研修所（JTRI）の教育学習の範囲は，事件手続及び実務に特化する。

ラオスにおける法的知識の付与のまとめ（詳細は後述）



このピラミッドのイメージ図は、4 法律教育機関（FLP、NIJ、JTRI 及び RTPI）の分担を示している。1 年にわたる SWG 活動を通じて私達が本 SWG として出した結論は、次の通りである。

- ・カリキュラム調査—4 法律教育機関は、お互いに協同して科目内容の重複及び法的な教育学習カリキュラムを再改訂するために一緒に活動する。初めの活動である現段階で既に、私達は刑法、刑事訴訟法及び民事訴訟法の 3 つの重複科目を改訂することを完了した。

- ・最高裁の JTRI は能力研修と実務研修に特化して民事と刑事の事例について特に研究する。刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の科目についての基礎理論や刑事及び民事手続の基礎的知識は FLP が担う。NIJ は実務や模擬事件記録を使うことによって、法律専門家の能力、原則

や法の支配 (the rule of law) を教えることを担う。RTPI は検察院と関係する事件手続に注力する。

4 法律教育機関の協力によって、本 SWG は民事及び刑事の模擬事件記録¹を 1 冊ずつ作成する。これは実際の事件から学び法律専門家を育成するのに必要なものである。

4 法律教育機関はそれぞれ自分の機関で模擬事件記録を使えるが、協同して教育し、網羅的に明確な教育の範囲を教えるには、活用方法は各機関で異なる。これは、従来の教育学習方法を避け、将来、議論が必要となるような科目の重複が発生するのを避けるためでもある。さらに、本 SWG は当該模擬事件記録が 4 法律教育機関における主要科目になることを目指している。

日本から教訓を得て、私達はこの経験をラオスの教育学習制度に取り入れる。FLP 及び NIJ はカリキュラムを改善する。特に司法の専門家プログラム (the justice professional program) については、研修期間を 6 か月から 5 か月に減らし、インターンシッププログラムを 4 か月から 6 か月に増やし、レポート作成の時間を 2 か月から 1 か月に減らす。

日本から学んだことは、日本において司法部門で働くには学士が必要で、更に法科大学院において 2, 3 年学び、少なくとも 1 年間は研修所で研修をするので、全体のプログラムとして合計 3 年は必要なのである。これはラオスの教育制度と異なる。現在、ラオスにおいて司法部門で働きたい人は、学士を取得する又は法律プログラムを修了する必要があり (associate certificate of law program), それから裁判官,

¹ 模擬事件記録の事例は最終的な判決が既にされた実際の事件から選択する。しかし、教育学習用の模擬事件記録を作る際には、必要に応じて実際の事件情報は変更する。

検察官又は弁護士になりたい人は NIJ で 1 年間の研修を続ける。日本とラオスの法律教育制度を比較すると両者は異なる。そこで、NIJ は修習生の法律専門家としての能力を育成するために法理論の学習よりもインターンシッププログラムの時間を増やしてカリキュラムを再改善した。JTRI 及び RTPI は公務をより効果的に全うするために科目と制度を改訂してカリキュラムを再改善した。

1.2 成果物の普及についての評価

本 SWG は、ルアンパバーン県において 1 回の民事訴訟法モデルハンドブックの普及会議をし、サワンナケート県、サラワーン県及びウドムサイ県において合計 3 回の刑事訴訟法モデルハンドブックの普及会議を行った。

これらの普及会議の評価の結果は、大部分の人が普及会議は良かったと言っており、将来は国内全土で普及して欲しいとの要望があった。

2 得られた教訓

2.1 日本のカリキュラムの調査

- ・大学（学士）を卒業した後に法科大学院で 2 年か 3 年（卒業した分野による）、勉強して法律専門家を育成するという日本の経験を更に理解できた。日本では、法科大学院を卒業した後に 1 年間、研修所に入る。日本で裁判官、検察官及び弁護士になるためには、次の通り、関係する法律専門家としての能力を訓練する。

- ・法科大学院では法の条文の意味を解釈する方法を学び、法律専門家が使うような事例を研究する。

- ・司法研修所では、将来、実際の事件で使えるように法の条文の意味を解釈する方法を学ぶ。修習方法は、法科大学院での勉強とは異なって、適切な証拠を修習生自ら選択して事例の結論を導くために事実認定をする。法科大学院では、学生は法の内容を学ぶ過程で、法を適

用する方法，法の意味の解釈，条文の趣旨，事例における結論を出すために法に基づいて事例における事実認定を学ぶ。司法研修所では法的能力を持つ法律実務専門家を育成するのであり，法の内容を使えるようにし，条文の趣旨や法の意味を解釈できるようにし，事例における結論を出すために事例において事実認定をする方法を学ぶのである。

日本の法曹養成制度は最高裁の管轄であり，次の通り，修習は1年間である。

- 1) 2か月の導入修習
- 2) 4機関における8か月にわたるインターンシップ
 - (ア)裁判所の民事部に2か月
 - (イ)裁判所の刑事部に2か月
 - (ウ)検察庁に2か月
 - (エ)弁護士会の事務所に2か月（翻訳者注：直訳）
- 3) 2か月にわたる修習プログラム及び最終試験

得られた教訓はラオスにおける法律実務専門家を向上させるために活用され，現状に合わせて適切な選択をする。

ラオスと日本における事件手続の土台は異なるかもしれないが，私達は日本の経験をラオスにおける法律研修に活用することができる。

司法専門家の教育学習において使用される教科書は必要に応じてプログラムの期間の中で改訂されるだろう。教育の方法は，教科書の中身が固定されるものではなく，実務に合わせて採用されるものであり，教官（教師）は，今後，事例において有罪か無罪かを決めるのではなく，事例において研修生が検討する正しい過程や研修生が自ら考える方法を習得するだろう。

- ・研修プログラムは今後も特定の深い分野を結びつけ、研修生は特定の分野の法律家になるために、大学、法科大学院及び法律機関から知識を得るだろう。

2.2 ハンドブックの普及

本 SWG が達成したハンドブックの普及は、法をより統一的に理解するために中央及び地方当局にとって非常に歓迎すべきことである。普及会議は今後も本 SWG によってなされるだろう。本 SWG は、よりハンドブックの中身を理解しており、将来、ハンドブックを改善するために普及会議の経験を活かせるからである。

IV 今後の計画

1 活動の範囲

- ・ 4 法律教育機関が協同するために 4 法律教育機関の教育学習カリキュラムの改善を継続する。
- ・ 4 法律教育機関で使用するために民事と刑事の模擬事件記録を作成する。
- ・ 共同して理解及び実行するために 4 法律教育機関の内外の職員に対し、教育学習カリキュラムの範囲とカリキュラムに関するセミナーを実施する。
- ・ 理解し統一的な教育の実施をするために 4 法律教育機関において教官（教師）に対して民事と刑事の事件記録を使った模擬講義を行う。

2 実施の方法

- ・ 前記の各法律教育機関の教育学習の範囲によれば、各法律教育機関のカリキュラムの改善は継続しなければならないし、各機関が協同するために重複した科目の改善を継続しなければならない。

- ・ 4 法律教育機関のカリキュラムを各機関の教官（教師）に対して普及する。

- ・ 私達は 4 法律教育機関における民事手続と刑事手続の科目における教育学習プログラムの一環として民事と刑事の模擬事件記録を作成する。これは各法律教育機関の教育学習の範囲をより明確に分担するためである。

- ・ このプログラムについて共通理解を得るために、4 法律教育機関の教官（教師）に対して民事と刑事の模擬事件に関するセミナーを実施して、本 SWG の成果を普及する。

前記この 1 年における本 SWG の成功は、4 法律教育機関から成る SWG メンバー全員が献身し責任を持った賜物である。本 SWG メンバーは各機関の長だけでなく各機関の技術職員から成る。この多くのメンバーがカリキュラム改善にとって重要で責任があり、教育学習プログラムの改善を実行する。その他の理由で、各法律教育機関は相互に必要な情報交換を行う。さらに、本 SWG は 4 法律教育機関において実際に教授している教官（教師）を招いて合同 SWG 活動を行う。これによって本 SWG は教育学習プログラムにおける実際上の問題を発見でき、問題解決のための道筋を立てることができる。将来も、私達は共同活動を継続し、情報交換を続け、一緒に現にある問題を解決していく。

添付資料

- 1 重複する科目の比較表
- 2 4 法律教育機関における主要 3 科目の比較概要表
- 3 民事訴訟法モデルハンドブック普及会議の評価アンケート
- 4 刑事訴訟法モデルハンドブック普及会議の評価アンケート
- 5 4 法律教育機関における教育範囲のチャート
- 6 本SWGのメンバー一覧
- 7 略語について（翻訳者注：資料 7 はラオス語版にも添付がない。）

添付資料 1

各法律教育機関における現在の科目の比較表（須田大作成）

FLP	NIJ	JTRI	RTPI
	32 科目	17 科目	14 科目
政治科目	政治の特徴, 司法職員の革命的特徴	政治の特徴, 裁判所職員の革命的特徴	政治の特徴, 検察官の革命的特徴
弁護士倫理	司法職員の倫理	裁判所職員の倫理	検察官の倫理
			政府職員に関する規則
憲法		憲法	
基本的人権			
公と法の理論			
ラオス学 1			
ラオス学 2			
		民事関係の基本的知識	
基本民事法 1			
基本民事法 2			
財産法			
契約外債務法			
契約内債務法			
家族法			
相続法			
家族登録法			
土地法			
契約履行保証法			
判決執行法			
民事訴訟法	刑事事件手続	民事訴訟法	民事訴訟法

			民事事件手続及び人民裁判所検討民事事件
			一審，控訴審，破棄審，再審の民事事件手続
国際法 (私法)			
基本刑法 1	刑事加害と刑罰の構成要素の指示	刑法	刑法総論
基本刑法 2			
刑法特論 1， 2， 3			刑法特論
刑法特論			
刑事訴訟法	刑事事件手続	刑事訴訟法	刑事訴訟法
			捜査局と検察院による事件手続
			一審，控訴審，破棄審，再審の刑事事件手続
未成年司法制度	未成年の事件手続	未成年手続法	未成年手続法
			未成年保護法
		裁判所費用法	
		人民裁判所法	
裁判官と職員の仕事	裁判官の仕事		
	民事法廷技術		
	和解の技術		

	刑事法廷技術	判決起案（民事，刑事，未成年事件）	
	刑事判決起案の技術		
	民事判決起案の技術		
刑事捜査と証拠評価の技術	刑事捜査と尋問の技術		捜査局の刑事捜査の技術
			刑事尋問技術及び刑事事件において有罪にできるような証拠を収集する技術
		事件の要約と起訴の準備	刑事事件における事件捜査，事件要約書，令状，調書，合意書，人民検察院長官の起案
	民事事件ファイルの調査	事件ファイルの調査	
	検察と裁判官による刑事事件ファイルの調査		
		裁判所における訴訟事件（民事，刑事，未成年）	
		事件要約書の起案	
人民検察院の組織	検察官の仕事		検察官の役割，権利及び義務
			組織運営
			公式文書起案の技術
	裁判所への起訴		
			口頭尋問の方法
	民事尋問技術		民事尋問技術及び民

			事事件で有罪になる ような証拠を収集する技術
			民事事件における事件捜査，事件要約書，令状，調書，合意書，人民検察院長官の起案
			裁判所における事件 手続の間の民事判決 執行の監督
			裁判所における事件 手続の間に民事判決 執行を監督する技術
			民事判決執行の監督
			捜査局による法の執行の監督
			捜査局による法の執行を監督する技術
			刑事事件手続における裁判所による法の執行の監督
			刑事事件手続における裁判所による法の執行を監督する技術
			逮捕現場，刑務所， 再教育センター及び 更生センターにおける法の執行の監督
			逮捕現場，刑務所，

			再教育センター及び更生センターにおける法の執行を監督する技術
			民事及び刑事における合意を監督する技術
	民事事件手続における当局による法の執行及び民事事件における判決執行の監督		
	刑事事件手続における当局による法の執行及び刑事事件における判決執行の監督		
基本的な契約書の起案			
	弁護士の仕事		
	弁護士による民事書面を起案する技術		
	弁護士による民事事件の戦略		
	弁護士による民事事件についての法的相談		
	弁護士による刑事事件の戦略		
事件ファイルを起案する方法			
	検察官，裁判官及び		

	弁護士の協力		
	検察官，裁判官及び 弁護士による民事調 書と令状（3項目）		
	検察官，裁判官及び 弁護士による刑事調 書と令状		
			捜査総論
政治哲学			
三段論法			
ASEAN の組織	司法部門の国際協力	事件手続における国 際協力（ASEAN のメ ンバー）	
政策			
企業法			
環境法			
行政法総論			
政府の財産法			
国際公法			
倒産法及び企業再 生法			
司法の組織			
公安			
税と関税法			
保険法			
基本ローマ法			
経済紛争解決法			
判決執行法			
公証人法			
労働法			

消費者保護法			
投資促進法			
知的財産法			
インターンシップ			
論文と卒論のプレゼン			
心理学総論			
外国語			
政治経済			
論文の執筆			
	企業法	人間関係	

添付資料 2

4 法律教育機関におけるカリキュラムの比較概要表

➤ 刑法科目

FLP	NIJ	RTPI	JTRI
改正済み	改正済み	改正済み	新
科目名：刑法基礎 1 ➤ 刑法基礎 科目 1 刑法の総合原則，刑法の解釈，刑法の利用範囲，刑法と民法の違い，罪及び犯罪者の要素，責任阻却，刑事的な責任，有罪，処罰の原則を学ぶ。	科目名：刑法の適用 ➤ <u>刑法</u> 最初に次の通り大まかな論理について説明する： - 刑事の有罪について - 刑事の有罪の要素 - 刑事の処罰（実際の事件，分析及び法律の参照）	科目名：刑事訴訟 ➤ 刑法 - 刑事的責任 - 過失（有罪の分析） - 有罪の分類（有罪の 4 つの要素） - 刑事の責任阻却事由 - 有罪 - 刑罰実施の停止理由	削除
科目名：刑法基礎 2 ➤ 刑法基礎 科目 2 刑罰実施の停止理由，判決執行における時効，条件付き期間前の釈放，犯罪少年に対する裁判所の処			

置，精神障がい者に対する裁判所の処置，アルコール又は薬物による酩酊状態の人などの教育及び治療に関する裁判所の処置を学ぶ。			
科目名：刑法基礎 3 ➤ 刑法基礎 科目 3 刑法に関する基礎知識 3 は，英国の有罪の構造，アメリカの有罪の構造等のコモンロー制度の法律，ヨーロッパ諸国の刑事の有罪の構造等のシビルロー制度とラオスの制度の比較，世界の法制度の比較を学ぶ。			

➤ 刑事訴訟法科目

FLP		NIJ	RTPI	JTRI
改正済み		改正済み	改正済み	新
科目名： ➤ 刑事訴訟法 科目 1 一般的な刑事事件手続，刑事事件手続の基本原則，刑事事件手続，刑事事件における証拠と証拠の構成要素，捜査の端緒，統一的な手段を学ぶ。 ➤ 刑事訴訟法 科目 2 刑事訴訟法 科目 1 に引き続き人民検察院による刑事事件手続の捜査，刑事事件の停止及び棄却，第一審裁判所による刑事事件の検討，控訴裁判所及び破棄裁判所による刑事事件の検討，刑事事件における判決執行を学ぶ。		科目名： ➤ 刑事訴訟法科目 - 刑事事件手続における証拠 - 捜査 - 裁判所に対する起訴と裁判所における刑事事件手続	科目名： ➤ 刑事手続法科目 - 刑事事件手続における証拠 - 刑事事件捜査当局の権利と義務 - 出廷 - 捜査当局の刑事事件手続 - 人民検察院の刑事事件手続 - 裁判所の刑事事件手続 - 裁判所の再審手続	科目名： 刑事事件及び取調べ
➤ 刑事訴訟法 科目 3	刑事事件手続			

刑事訴訟法 科目 1 及び 2 を勉強した後で科目 3 は科目 1 と 2 で見つけた問題点や論点を検討及び調査し，将来，刑事法を学ぶための基本的背景を身に着ける。	における国際協力（提案）			
--	--------------	--	--	--

➤ 民事訴訟法科目

FLP	NIJ	RTPI	JTRI
改正済み	改正済み	改正済み	新
科目名： 次に関する基本的知識： - 民事事件手続の一般的知識，出 廷，裁判所における民事事件手 続，一審，控訴審，破棄審，判決 執行及び再審 民事事件における国際協 力（提案）	科目名： 調査： - 民事訴訟事件における証拠 - 第一審の民事手続 - 控訴審 - 破棄審及び再審 - 訴状に基づいた民事事件手続	科目名： ➤ 民事訴訟法科目 - 民事手続における人民検察院の役 割，権利及び義務 - 人民検察院の民事事件の参加手続 - 民事，商事，家庭，未成年事件裁 判所による法の執行の監督 - 民事再審	科目名： - 民事事件ファイルの調 査

コメント：FLP の教師へのインタビューによれば，FLP における刑事訴訟法科目は刑事手続法科目 1，刑事手続法科目 2 及び刑事手続法科目 3 の 3 つのパートに分かれる。

添付資料 3

民事訴訟法モデルハンドブック普及会議の評価アンケート

(日付:....., 場所:.....)

☐をチェックしてください(✓)

1. 第一審における民事事件手続に関する普及講義についてどう思いましたか？

- 講義 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 内容 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 理解 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 普及会議で得た点.....

.....

-改善すべき点.....

.....

2. 民事事件手続に関する普及講義の後、裁判所の手段 (court measure) について、どう思いましたか？

- 講義 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 内容 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 理解 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 普及会議で得た点.....

.....

-改善すべき点.....

.....

3. 裁判所費用に関する普及講義について、どう思いましたか？

- 講義 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 内容 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 理解 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 普及会議で得た点.....

.....

-改善すべき点.....
.....

4. 裁判所における民事訴訟事件に関する普及講義について，どう思いましたか？

- 講義	とても良い ☐	良い ☐	普通 ☐	悪い ☐
- 内容	とても良い ☐	良い ☐	普通 ☐	悪い ☐
- 理解	とても良い ☐	良い ☐	普通 ☐	悪い ☐

- 普及会議で得た点.....

-改善すべき点.....
.....

5. 事件手続を要求する民事事件の検討方法（the method of consideration on civil case request to process the case）に関する普及講義について，どう思いましたか？

- 講義	とても良い ☐	良い ☐	普通 ☐	悪い ☐
- 内容	とても良い ☐	良い ☐	普通 ☐	悪い ☐
- 理解	とても良い ☐	良い ☐	普通 ☐	悪い ☐

- 普及会議で得た点.....

-改善すべき点.....
.....

6. 民事事件の再審に関する普及講義について，どう思いましたか？

- 講義	とても良い ☐	良い ☐	普通 ☐	悪い ☐
- 内容	とても良い ☐	良い ☐	普通 ☐	悪い ☐
- 理解	とても良い ☐	良い ☐	普通 ☐	悪い ☐

- 普及会議で得た点.....

.....

-改善すべき点.....

.....

7. 普及会議の時間は適切だったか否か？

とても適切 ☐ 適切 ☐ 適切でない ☐

8. 普及会議の出席者は適切でしたか？

とても適切 ☐ 適切 ☐ 少なすぎる ☐

9. 普及会議の内容は適切だったか否か？

とても適切 ☐ 適切 ☐ 少なすぎる ☐

10. 普及会議における運営上のサービスについて，どう思いましたか？

とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

11. 普及会議についてのコメントはありますか？

+ 普及の実施について.....

.....

+ 内容について.....

.....

+ 講義について.....

.....

+ その他のコメント.....

(ありがとうございます)

添付資料 4

刑事訴訟法モデルハンドブック普及会議の評価アンケート

(日付:....., 場所:.....)

☐をチェックしてください(✓)

1. 刑事手続のチャートに関する普及講義について、どう思いましたか？

- 講義 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 内容 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 理解 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 普及会議で得た点.....

.....

-改善すべき点.....

.....

2. 捜査局及び人民検察院の刑事手続チャートに関する普及講義について、どう思いましたか？

- 講義 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 内容 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 理解 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 普及会議で得た点.....

.....

-改善すべき点.....

.....

3. 裁判所の刑事手続チャートに関する普及講義について、どう思いましたか？

- 講義 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 内容 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 理解 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 普及会議で得た点.....

.....

-改善すべき点.....
.....

4. 弁護人の刑事手続チャートに関する普及講義について、どう思いましたか？

- 講義	とても良い ☐	良い ☐	普通 ☐	悪い ☐
- 内容	とても良い ☐	良い ☐	普通 ☐	悪い ☐
- 理解	とても良い ☐	良い ☐	普通 ☐	悪い ☐

- 普及会議で得た点.....

-改善すべき点.....
.....

5. 刑事手続全体像に関する普及講義について、どう思いましたか？

- 講義	とても良い ☐	良い ☐	普通 ☐	悪い ☐
- 内容	とても良い ☐	良い ☐	普通 ☐	悪い ☐
- 理解	とても良い ☐	良い ☐	普通 ☐	悪い ☐

- 普及会議で得た点.....

-改善すべき点.....
.....

6. 刑事事件捜査，捜査局による法執行の監督及び人民検察院による被告人の起訴に関する普及講義について、どう思いましたか？

- 講義	とても良い ☐	良い ☐	普通 ☐	悪い ☐
- 内容	とても良い ☐	良い ☐	普通 ☐	悪い ☐
- 理解	とても良い ☐	良い ☐	普通 ☐	悪い ☐

- 普及会議で得た点.....

-改善すべき点.....
.....

7. 第一審及び控訴審の刑事事件検討に関する普及講義について、どう思いましたか？

- 講義 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 内容 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 理解 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 普及会議で得た点.....

.....

-改善すべき点.....

.....

8. 破棄審及び再審における刑事事件検討に関する普及講義について、どう思いましたか？

- 講義 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 内容 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 理解 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 普及会議で得た点.....

.....

-改善すべき点.....

.....

9. 刑事事件手続における弁護士の役割及び裁判所における合意の履行に関する講義について、どう思いましたか？

- 講義 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 内容 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 理解 とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

- 普及会議で得た点.....

.....

-改善すべき点.....

.....

10. 普及会議の時間は適切だったか否か？

とても適切 ☐ 適切 ☐ 適切でない ☐

11. 普及会議の出席者は適切でしたか？

とても適切 ☐ 適切 ☐ 少なすぎる ☐

12. 普及会議の内容は適切だったか否か？

とても適切 ☐ 適切 ☐ 少なすぎる ☐

13. 普及会議における運営上のサービスについて、どう思いましたか？

とても良い ☐ 良い ☐ 普通 ☐ 悪い ☐

14. 普及会議についてのコメントはありますか？

+ 普及の実施について.....
.....

+ 内容について.....
.....

+ 講義について.....
.....

+ その他のコメント.....

(ありがとうございます)

添付資料 5

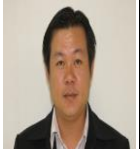
4 法律教育機関におけるカリキュラムの範囲

(翻訳者注：改善した結果のカリキュラム)

FLP	NIJ	RTPI	JTRI
		証拠収集 40 %	証拠収集 40 %
	証拠による 事実認定 30%	証拠による 事実認定 30%	証拠による 事実認定 30%
	法による 事実評価 30 %	法による 事実評価 20 %	法による 事実評価 20 %
法理論 80%	法理論 40%	法理論 10%	法理論 10%
法の内容	法の内容	法の内容	法の内容

添付資料 6 本 SWG のメンバー一覧（翻訳者注：翻訳は省略）

No	名前と氏	職位	組織	写真
1	Mr. Viengvilay THIENGCHANXAY	Dean of Faculty of Law and Political Science	FLP	
2	Mr. Bounthieng PHOMMACHAN	Vice Dean of Faculty of Law and Political Science	FLP	
3	Mr. Vixay SYHAPANYA	Head of Civil Law Department	FLP	
4	Ms. Vilay LANGKAVONG	Head of Political Science Department	FLP	
5	Ms. Keophila ANOUVONG	Head of Civil Law unit	FLP	
6	Dr. Chomkham BOUPHALIVANH	Director of National Institute of Justice	MOJ	
7	Mr. Sengphachanh VONGPHOTHONG	Vice Director of National Institute of Justice	MOJ	
8	Ms. Phetsamay XAYMOUNGKHOUNE	Head of Administration and Finance Division	MOJ	
9	Ms. Patthana BOUNPHENG	Head of Career on Court Order Implementation Division	MOJ	

10	Mr. Sisavanh LUANGLATH	Director of Research and Training Institute	PSC	
11	Mr. Bounkhouang THAVISACK	Director of Cabinet	PSC	
12	Mr. Thipphasone LADVONGSAY	Head of Administration Division of Research & Training Institute	PSC	
13	Mr. Soulinhthone PHOMMACHANH	Technical Staff	PSC	
14	Ms. Davone KHAMSY	Technical Staff	PSC	
15	Ms. Phonephet OUNKEO	Director of Prosecutor Training Prosecutor Institute	OSPP	
16	Ms. Bouakham PADAPDY	Deputy Director of Inspection Department	OSPP	
17	Mr.Khamon NAMNOUVONG	Head of Training Division	OSPP	
18	Mr. Dabsadachanh VONGXAY	Head of Cabinet of Research and Training Prosecutor Institute	OSPP	
19	Ms. Viengsavanh PHONPHAKDY	Deputy Head of Training Division	OSPP	